

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第194回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は八つございます。

議題1「第56回アジア太平洋プライバシー機関（A P P A）フォーラム結果報告について」、本日は御参加された中湊専門委員にも御出席いただいております。

それでは、まずは事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 第56回A P P Aフォーラムの結果について、報告させていただきます。

A P P Aフォーラムは、アジア太平洋地域の13の国・地域における19のデータ保護機関がプライバシー保護に関する法制度や執行状況などに関して情報交換を行うことを目的として、年に2回開催しております。なお、当委員会は2014年からオブザーバーとして参加しており、2016年に正式メンバーになっております。

第56回目となる今回のフォーラムは、12月1日から3日にかけて、カナダのブリティッシュ・コロンビア州の情報プライバシー・コミッショナー・オフィスの主催により、オンライン形式で開催されました。

当委員会からは、浅井委員と中湊専門委員にも御参加いただき、二つのセッションにおいて当委員会の取組状況などを御説明いただきました。

まず一つ目としまして、「法改正及び法整備」のセッションにおいて中湊専門委員に御登壇いただき、令和3年改正個人情報保護法の着実な施行に向けて、当委員会が政令・規則及びガイドラインの整備や、1,700以上ある地方公共団体等への説明会の実施等に取り組んでいるほか、同改正法全面施行後には個人情報等の取扱いを一元的に所管することに伴い、国の行政機関や地方公共団体等に対しても報告徴収、実地調査、指導・助言、勧告が可能となることから、拡充する役割に適切に対応していく方針である旨、御説明いただきました。

二つ目としまして、「国境を越えたデータ流通の実現」のセッションにおいて浅井委員に御登壇いただき、D F F Tの推進に向けて、当委員会がデータ流通促進の枠組み構築に関する米国との協議や日E Uの相互レビュープロセスの推進といった日米欧を基軸とする取組を進めるとともに、A P E CのC B P Rシステムへの参加拡大やガバメントアクセスに関する高次原則の策定に向けた議論への貢献、G 7ラウンドテーブルやG P A年次総会における丹野委員長からのD F F T推進に関する積極的な発信など、多国間でも様々な取組を行っている旨、御説明いただきました。さらに、A P P A参加メンバーに対して、C B P Rシステムへの参加や、D F F T推進のための協力強化を呼びかけていただきました。

続きまして、本フォーラムの全般についても簡単に報告させていただきます。

本フォーラムでは、ただいま申し上げた「国境を越えたデータ流通の実現」に加えまし

て、オンライン診療の利用拡大や新型コロナウイルス感染症対策の推進に伴う個人情報の適切な取扱い、指針・手引きを用いたデータ保護法令の効果的で円滑な執行が主要テーマとして位置づけられ、多くの参加メンバーからベストプラクティスの共有がなされました。

このほかにも、参加メンバーより、AIの倫理的な開発と利用に関するガイダンスの公表、仮名化されたデータの利活用、デジタルIDの適切な取扱い、データ漏えい報告の実効性の向上、多様な啓発活動などの幅広い取組についてベストプラクティスの共有がなされたほか、GPAやAPECなどの国際会議での活動等の動向についても紹介されました。さらに最終日には、英国データ保護機関ICOの前委員長やアップル社の最高プライバシー責任者をはじめ、官民の有識者によるパネルディスカッションも行われ、プライバシー規制に関する将来的な展望が語られるなど、大変充実したフォーラムとなりました。

以上の本フォーラムでの成果を取りまとめる形でコミニケが採択されております。その英語版を資料1-2、仮訳を資料1-3として提出させていただいております。このコミニケ策定のプロセスにおいて、当委員会より、資料1-3の3パラグラフ目「越境データ流通の実現」のパートになりますが、「国・地域間での信頼性のある自由なデータ移転は、経済・社会の成長及び発展の基盤である」という、DFFTの意義に関する一文を記載すべき旨を提案しました。そして、参加メンバーの合意を得て、提案どおり盛り込まれるに至っておりますことを申し添えます。

最後に、次回の第57回APPAフォーラムにつきましては、ホスト機関は現在まだ調整中の段階でございますが、2022年6月にオンライン形式により開催される予定となっております。

私からの報告は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。次回はまだ決まらないということですね。

APPAフォーラムに参加された浅井委員、中湊専門委員からもコメントをいただければと思います。

まずは浅井委員から。

○浅井委員 今回、私は初めてAPPAフォーラムに参加いたしましたが、当委員会におけるDFFT推進のための様々な取組やその重要性について、積極的に発言するとともに、APPAメンバーに対して、DFFT推進に向けた連携強化を呼びかけ、さらにはコミニケにも我が方からの提案によりDFFTの意義を盛り込むなど、この機会を有効に活用できたと考えております。

なお、参加者からは、信頼性のあるガバメントアクセスの高次原則策定に関する議論をはじめとする、越境データ流通の分野における当委員会の政策的なリーダーシップや各種貢献に対して高い評価と謝辞が述べられたところでございます。

引き続き、当委員会として、国際的な議論や活動に積極的に貢献していきたいと考えます。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

それでは、中湊専門委員。

○中湊専門委員 私は、APPAフォーラムには今回で3回目の参加となりました。

毎回、個人情報保護法制の一元化について、その時々での進捗状況、改正法の概要、意義等も含めて継続的に説明してまいりました。これによって、当委員会が法令の改正や役割の拡充に精力的に取り組んでいること、また、着実に進展させてきたことについて、参加する各国のデータ保護機関の認識を深めることができたのではないかと考えております。

また、会議の中で印象的だったことなのですが、英国情報コミッショナー・オフィスのデンハム前委員長が、「プライバシー規制の将来」のセッションの席上で、日本がEUとの相互認証、それからAPECのCBPRシステムに対応していることに言及されて、世界の懸け橋として我が国に期待しているということが表明されたことが大変印象的でした。このことから、当委員会の取組が国際的に浸透して、存在感が高まっていることを強く感じたわけです。

引き続き、APPAフォーラムあるいはその他の国際会議の機会において、当委員会の取組を積極的に発信していければと考えております。

私からは以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局説明、それからお二人の委員のコメントについて、御質問、御意見はありますでしょうか。ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

(中湊専門委員退室)

○丹野委員長 それでは、次の議題に移ります。

議題2「デジタル社会の実現に向けた重点計画(案)に係る意見聴取について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題2について説明申し上げます。

資料2-1「デジタル社会の実現に向けた重点計画(案)に係る意見聴取について」により説明させていただきます。

スライド1を御覧ください。デジタル社会の実現に向けた重点計画につきましては、①デジタル社会形成基本法第37条第1項に規定するデジタル社会の形成に関する重点計画、②情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第4条第1項に規定する情報システム整備計画及び③官民データ活用推進基本法第8条第1項に規定する官民データ活用推進基本計画の三つの計画を統合したものとして策定される、政府が定める計画でございます。

重点計画につきましては、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記したものであります。デジタル庁をはじめとする各府省庁がデジタル化のための構造改革や個別の施策に取り組み、また、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるものとされております。

本重点計画につきましては、今月下旬にはデジタル社会推進会議で決定され、その後、閣議決定される予定になっております。

スライド2を御覧ください。デジタル社会形成基本法におきましては、同法の第37条第4項の規定に基づき、内閣総理大臣がデジタル社会の形成に関する重点計画の案を作成する際は、個人情報保護委員会の意見を聴くこととされております。また、官民データ活用推進基本法におきましては、同法第8条第4項の規定に基づき、内閣総理大臣が官民データ活用推進基本計画の案を作成する際は、個人情報保護委員会の意見を聴くこととされておりますほか、同条第9項の規定に基づき、個人に関する情報をその内容に含む官民データ活用の推進に関する重要事項について、個人情報保護委員会との緊密な連携を図ることとされているところでございます。

なお、今回の意見聴取につきましては、本年9月のデジタル社会形成基本法の施行後及びデジタル庁の発足後、初めて実施されるものとなります。事務局におきましては、デジタル庁を含む関係省庁とこれまで事務的な調整を行ってきたところでございますけれども、以降のスライドにおいて、重点計画(案)についてその概要を御説明させていただきます。

スライド3を御覧ください。こちらのスライドで重点計画(案)の本文について説明をさせていただきます。

重点計画の本文におきましては、まず、「デジタルにより目指す社会の姿」について1章を設けて記載されております。具体的には、「デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指し、このために、①デジタル化による成長戦略、②医療・教育・防災等の準公共分野のデジタル化、③デジタル化による地域の活性化、④誰一人取り残されないデジタル社会、⑤デジタル人材の育成・確保及び⑥DFFTの推進をはじめとする国際戦略を推進していくことが求められる旨が記載されているところでございます。

これに加えて、「デジタル社会の実現に向けての理念・原則」としまして4点、「誰一人取り残されないデジタル社会の実現」、「デジタル社会形成のための基本原則」、「BPRと規制改革の必要性」及び「クラウド・バイ・デフォルト原則」が掲げられているところでございます。

また、「デジタル化の基本戦略」としまして、「デジタル社会の実現に向けた構造改革」、「デジタル田園都市国家構想の実現」、「国際戦略の推進」、「安全・安心の確保」、「包括的データ戦略の推進」及び「デジタル産業の育成」といったものが掲げられているところでございます。

このうち「安全・安心の確保」に関しましては、「個人情報の保護」について、来年4月の令和3年改正法の一部施行等を見据えた次の事項について記載されているところでございます。

まず、令和3年5月に成立したデジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法により、令和4年4月以降、行政機関等における個人情報等の取扱いについても、個人情

報保護法の規律が適用されるということ。そのため、各行政機関等においては、重点計画に含まれる各施策の遂行に当たって、改正後の個人情報保護法の規律にのっとり、本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること。

その上で、委員会は、令和2年改正法及び令和3年改正法の施行に向けて、地方公共団体との丁寧なコミュニケーション、ガイドライン等の整備や制度の周知・広報等に積極的に取り組むこと。また、改正法によって拡大される事務・権限を適切に執行するため、個人情報保護委員会の体制の強化を図ること。以上の4点について記載されているところでございます。

こういった理念や情報戦略を踏まえまして、「デジタル社会実現に向けた施策」につきましては、「国民に対する行政サービスのデジタル化」、「暮らしのデジタル化」、「規制改革」、「産業のデジタル化」、「デジタル社会を支えるシステム・技術」、「デジタル社会のライフスタイル・人材」といった6項目に分けて、関連する施策が記載されているところでございます。

次のスライドにおきまして、各項目に記載の施策について列挙しておりますので、併せて御参照ください。

スライド5を御覧ください。重点計画には施策集が付属してございます。この中で個人情報保護委員会として特に実施していく施策が2点ございます。

まず1点目は、「信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組及びAPEC・CBPRシステムの推進」、2点目が、「個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信」というものでございます。

こういった施策とはまた別に、施策集の中には、各府省が行う施策であって、個人情報等の取扱いを行うものあるいは行う見込みがあるものが多数含まれてございます。このスライドの下段に示している施策については、今回の重点計画に係る政府内の調整に当たり、関係省庁と事務局との間でのコミュニケーションを取ったものでございます。今後も個人の権利利益の保護のため、関係省庁への助言等、必要な対応を行っていきたいと考えているところでございます。

別紙1としまして、内閣総理大臣からの意見聴取に関する公文を、別紙2として、重点計画（案）の全体版を付けさせていただきます。別紙2として、重点計画（案）の全体版を付けさせていただきます。

以上、説明させていただきました重点計画（案）につきまして、資料2-2の当委員会から送付する意見（案）を事務局として作成しております。こちらについて御審議いただきたく存じます。

なお、本日御説明させていただきました重点計画（案）を含む本議題の資料につきましては、重点計画（案）が閣議決定前の段階のものであることから本日は公表しないこととし、閣議決定後に別途資料を公表することとさせていただきます。併せてお諮りいたします。

御説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

梶田委員。

○梶田委員 御説明ありがとうございます。

今の意見案に対する所感を述べさせていただきます。

来年4月から、行政機関等に対しても個人情報保護法が適用されるようになる中、事務局案のように、国民に向けた丁寧な説明やPIA（Privacy Impact Assessment）の手法、データガバナンス体制の構築といった具体的手法にも言及した委員会としての意見を示すことは有意義だと考えております。委員会としては、新重点計画に盛り込まれた各種施策が国民にとってより良いものになるよう、関係省庁への助言などを通じて、引き続きその役割をしっかりと果たしていくことが重要だと考えております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか。

大島委員。

○大島委員 御説明ありがとうございます。

近時の事案に鑑みると、デジタル化の進展という中では業務委託の機会が増えることは避けられないと思います。この業務委託を伴う個人情報の取扱いにおける適正性の確保ということでコメントさせていただきたいと思います。

官民双方の分野におきまして、業務委託の際における個人情報の取扱いにつきまして、委託先に対する適正な監督、あるいは海外でのデータの取扱いに関する適正性の確保が重要になってきていると認識しております。今、お話がありましたが、新重点計画に記載された一連の施策の遂行に当たりましても、政府や地方公共団体、関係事業者においては、個人情報の取扱いに関する責任の所在の明確化と適正な取扱いの確保のための取組を着実に実施していただくことが必要だと理解しております。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にこの意見案に対する修正の御意見がないようですので、「デジタル社会形成基本法第37条第4項及び官民データ活用推進基本法第8条第4項の規定に基づく意見（案）」について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。事務局において所要の手続を進めてください。

なお、先ほど事務局からも説明がありましたが、本議題の資料の取扱いについてお諮りをいたします。事務局からの提案どおり、本議題の資料については、計画（案）が閣議決定前の段階のものであることから、公表しないこととし、閣議決定後に、別途資料を公表

することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのような取扱いといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「金融関連分野における個人情報の保護に関するガイドラインの改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題3「金融関連分野における個人情報の保護に関するガイドラインの改正について」、説明申し上げます。

資料について説明申し上げます。資料3-1が今回の各ガイドラインの改正の概要をまとめたものでございます。また、資料3-2から3-5は各ガイドラインの新旧形式での改正案となっております。

それでは、資料3-1に基づいて、説明申し上げます。

まず、「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの基本的な考え方」について説明させていただきます。

次に、「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの既存の主な『格別の措置』」について説明させていただきます。

三つ目に、「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの『格別の措置』に関する主な改正内容」について説明させていただきます。

なお、本資料でいいます「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン」とは、本ページの下部に記載しておりますが、金融分野、信用分野、債権管理回収業分野の三つの分野をいいます。金融分野につきましては金融庁と当委員会で所管しております「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」がございました。

信用分野につきましては、経済産業省と当委員会で所管しております「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」がございました。

債権管理回収業分野につきましては、法務省と当委員会で所管しております「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン」がございました。

次のページでございます。「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの基本的な考え方」について説明いたします。

まず、平成27年改正個人情報保護法の全面施行に伴い、個人情報保護法の監督権限が、各分野の主務大臣から当委員会に一元化されたことから、当委員会において全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインとして、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（通則編等）が定められたところでございます。

この際、それまで存在していた各省庁所管のガイドラインのうち、一部の分野につきましては、個人情報の性質及び利用方法並びに当該分野における規律の特殊性等を踏まえて、当委員会のガイドラインの基礎として、引き続き、当該分野においてさらに必要な規律を定めることとなりました。

このうち金融関連分野においては、当委員会のガイドラインを基礎に、金融庁の金融分野、経済産業省の信用分野及び法務省の債権管理回収業分野において、個人情報保護法第6条（法制上の措置等）に基づき、さらに必要な規律として個人情報の保護のための「格別の措置」を規定したガイドラインが、それぞれ当委員会と各省庁との共管で取りまとめられているところでございます。

なお、これら金融関連分野のガイドラインにおいて特に定めのない部分につきましては、当委員会のガイドライン（通則編等）が適用されることとなっております。

次のページでございます。続きまして、「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの既存の主な『格別の措置』」についてです。

まず、「機微（センシティブ）情報」についてです。平成27年改正個人情報保護法の施行以前の各分野ガイドラインにおける「機微（センシティブ）情報」の規定と、平成27年改正個人情報保護法により新設された要配慮個人情報の規定を踏まえ、それらについて、改めて「機微（センシティブ）情報」としての定義が行われております。

また、金融関連分野のガイドラインにおいては、「機微（センシティブ）情報」を取得・利用・第三者提供ができる場合を限定しているほか、第三者提供においてはオプトアウトを用いないこととしております。

次に、「本人の同意」につきまして、資料では来年4月1日時点の条文番号に基づき記載しておりますが、金融関連分野のガイドラインにおいては、個人情報保護法第18条、第27条及び第28条に定める本人の同意を得る場合については、原則として書面によることとしております。

三つ目に「本人に通知」についてですが、個人情報保護法第21条第1項及び第27条第5項第3号に定める通知については、原則として書面によることとしております。

四つ目に「オプトアウト」についてですが、金融関連分野のガイドラインにおいては、個人の支払能力に関する情報を個人信用情報機関に提供する場合については、オプトアウトを用いないこととしております。

次のページでございます。続きまして、「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの『格別な措置』に関する主な改正内容」についてです。

まず、令和2年改正個人情報保護法を踏まえ改正するものでございますが、一つ目は漏えい等報告等の義務化についてです。令和2年改正個人情報保護法において、漏えい等報告等が一部義務化されることから、金融関連分野のガイドラインにおいても当委員会のガイドラインの記載を踏まえる形で項目を新設いたしました。

なお、金融分野においては、個人情報保護法施行規則第7条各号に該当しない個人データの漏えい等についても、金融庁の所管する業法に基づき、漏えい等報告等を義務化するという方向で、引き続き金融庁と検討を進める予定でございます。

次に外国にある第三者への提供の制限についてです。金融・信用分野において、次の項目を新設しております。



これまでもあった書面による同意取得の努力義務に加え、同意取得時における移転先の外国が特定できない場合の取扱いとして、事後的に特定できた場合における本人の求めに応じた情報提供、その求めが可能である旨の本人への情報提供及び公表、事後的に特定できた移転先国の名称の公表等について努力義務としております。

また、個人情報保護法第28条第3項の基準適合体制を根拠とする提供に関しては、本人の求めに応じた情報提供が可能である旨の公表と、移転先国の名称の公表等を努力義務としております。

三つ目に、個人関連情報の第三者提供の制限についてです。こちらは金融・信用・債権管理回収業分野のいずれにおいても書面による同意取得を努力義務としております。

次のページでございます。こちらは「令和3年改正個人情報保護法を踏まえ改正するもの」でございます。「機微（センシティブ）情報」の取扱いに関わる例外事由の追加がなされております。「機微（センシティブ）情報」については、冒頭御説明しましたとおり、金融・信用・債権管理回収業分野の各ガイドラインにおいては、取得・利用・第三者提供できる場면을限定しておりますが、このたび、学術研究に関する例外規定の精緻化を踏まえ、「機微（センシティブ）情報」の取扱いに係る例外規定として、学術研究に関する例外規定を金融関連分野のガイドラインに追加しております。

最後に「その他」でございますが、令和2年改正個人情報保護法、令和3年改正個人情報保護法による改正に直接伴うものではございませんが、個人情報保護宣言、いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等について、金融分野において、その個人情報保護宣言の内容を本人がより理解できるようにするための工夫の在り方について規定しているところでございます。

その他、今般の個人情報保護法の改正を踏まえた所要の改正を行っております。

ただいま御説明申し上げました「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン」につきましても、いずれも本日御審議の上、御了承いただけましたら、各省庁と連携し、速やかに意見公募手続を行いたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

高村委員。

○高村委員 令和3年改正法により、当委員会が民間部門・公的部門に関する個人情報保護政策を一元的に所管することとなり、組織体制等の強化が行われます。ただいま御説明がありましたように、「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン」は、金融関連分野の特性を踏まえて、従来から当委員会と各省庁との共管で取りまとめられているものですが、令和3年改正法の趣旨等を踏まえれば、当委員会としては、引き続き各省庁と緊密に連携するのはもちろん、各ガイドラインの施行状況等を通じて、これまで以上に金融関連分野においても個人情報の保護の実態等を把握し、より積極的に今後の個人

情報保護政策にいかしていくことが重要であると考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン」については、それぞれ三つの分野のいずれにつきましても当該分野の事業者において非常に注目されているものと認識しております。

それでは、「金融関連分野における個人情報の保護に関するガイドラインの改正」について、意見公募手続を進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、事務局において、関係省庁と連携の上、所要の手続を進めてください。

今後、意見公募手続において寄せられた御意見等も踏まえ、関係省庁と連携して、さらなる検討を進めてまいりたいと思っております。

なお、金融分野ガイドラインにつきましては、一部引き続き検討を要する論点がございますので、こちらにつきましては、金融庁と連携して、今後も見直しを進めてまいりたいと思っております。

それでは、次の議題に移ります。

議題4「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、説明いたします。資料4を御覧ください。

大項目1の「独自利用事務とは」を御覧ください。まず、独自利用事務とは、番号法第9条第2項の規定に基づき条例を制定することで、地方公共団体が独自に個人番号を利用できる事務をいいます。

また、番号法第19条第9号に基づき、独自利用事務のうち、委員会規則第2条各項で定める要件を満たすと個人情報保護委員会が認めたものについては、他の地方公共団体や国の行政機関等に情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供を求める情報連携を行うことが可能とされています。

この独自利用事務の情報連携に係る届出につきましては、委員会ではこれまで1,239団体、8,957件の届出について、委員会規則で定める要件を満たすことを確認し、委員会のウェブサイト公表してまいりました。

続きまして、大項目2の「独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。

このたび、地方公共団体から提出されました令和4年6月から開始される情報連携に係る届出書について、委員会規則で定める要件を満たすか確認いたしました。

その結果、計84団体から新規の届出が81件、特定個人情報の追加等を行う変更の届出が

163件、事務の廃止等を行う中止の届出が10件の計254件の届出がございました。

当該届出について、委員会規則第2条各項に定める要件を満たすことを認め、委員会規則第3条第3項等に基づき、内閣総理大臣へ通知したいと考えております。

なお、今回の届出に係る内閣総理大臣通知後の届出数の総計につきましては、地方公共団体数が1,242団体、届出数が9,028件となります。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則に定める要件を満たすものと認め、内閣総理大臣に通知することといたしますが、それでよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、通知することといたします。事務局においては、所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題5「日本私立学校振興・共済事業団（公的年金業務等に関する事務及び短期給付に関する事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 番号法により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするとき又は重要な変更を加えようとするときは、原則として、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。

今般、日本私立学校振興・共済事業団から当委員会に対し、全項目評価書が2点提出されましたので、評価書の概要について事務局より説明いたします。

日本私立学校振興・共済事業団が実施する公的年金業務等に関する事務及び短期給付に関する事務については、いずれも対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

まず、資料5-1に基づいて、日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務の全項目評価書の概要を説明します。

評価対象の事務については、8から10ページの別添1を御覧ください。主な事務は五つとなります。

一つ目は、図の左上の学校法人等から提出される資格取得報告書の審査等を行う「学校法人等及び加入者の適用事務」です。

二つ目は、図の左側中ほどの年金請求者（元加入者）等からの請求に基づき、個人番号

を利用して年金・一時金請求書等の審査等を行う「年金裁定・給付事務」です。

三つ目は、図の左側中ほどの年金請求者（元加入者）等から個人番号の提示を受け、記録照会等を行う「記録照会、年金相談事務」です。

四つ目は、住民税特別徴収対象者情報について、図の左側中ほどの日本年金機構に提供し、同機構から市区町村への提供等を行う、「年金からの住民税の特別徴収に係る事務」です。

五つ目は、他の実施機関で処理が必要な申請書等を受け付けた際に、当該申請書等を図の左側中ほどの日本年金機構に提供し、当該機関への電子回付等を行う「被用者年金の一元化に伴う申請書等の受付、回付業務」です。

今回、新たに追加された事務は1点となります。

「年金裁定・給付事務」において、公金受取口座登録者で公金受取口座の利用を希望する年金請求者等について、デジタル庁の「口座情報登録システム」から情報提供ネットワークシステム経由で、「公的給付支給等口座登録簿関係情報（口座関係情報）」を入手し、公的年金の支払先の口座として使用する事務です。これに伴い、口座関係情報等の入手・使用に係る評価書のリスク対策の記載等を追記等しております。

口座関係情報等の入手・使用に係るリスク対策の例として、21ページの「リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク」、「アクセス権限の管理」、「具体的な管理方法」の後段を御覧ください。

事務の目的を超えて口座関係情報等が利用できないように、口座関係情報等に不必要な情報が紐付かないようにアクセス制御されていること等が記載されています。

次に、22ページの「リスク3：従業者が事務外で使用するリスク」、「リスクに対する措置の内容」を御覧ください。

上から1ポツ目に、特定個人情報、アクセス権限制御等によりセキュリティが担保されている基幹サーバーで管理しているため、一般職員の端末から特定個人情報をダウンロードすることはできないこと、最後のポツに、個人番号を含む特定個人情報を取り扱うことが必要な職員にのみ情報照会を許可することで、必要最小限の職員に限定するとともに、情報照会のログ等を定期及び必要に応じ随時に分析し、不適切な使用を防止すること等が記載されています。

次に、28ページの「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」、「リスクに対する措置の内容」の最後のポツを御覧ください。

本人が年金給付請求をする際に、受取口座として登録した公金受取口座の利用希望の有無を確認するチェック欄を設け、当該チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り、口座関係情報を情報照会する仕組みとすることにより、目的外の口座関係情報の入手を防止すること等が記載されています。

次に、29ページの「リスク5：不正な提供が行われるリスク」、「リスクに対する措置の内容」の最後のポツを御覧ください。

公的年金業務システムの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとすることが記載されています。

最後に、30ページの「リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」、「⑥技術的対策」、「具体的な対策の内容」の「【不正アクセス対策】」の最後のポツを御覧ください。

システムに保管する情報は、暗号化処理を行い、情報漏えい等の防止の措置を講ずること等が記載されています。

公的年金業務等に関する事務の評価書の概要説明については以上です。

続きまして、資料5-2に基づいて、日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務の全項目評価書の概要を説明します。

まず、評価対象の事務については、8から9ページまでの別添1を御覧ください。主な事務は三つとなります。

一つ目は、図の左上の学校法人等から提出される資格取得報告書等の審査等を行う「学校法人等及び加入者等の適用事務」です。

二つ目は、図の左側中ほどの加入者等から申請される短期給付金等の審査等を行い、また、図の右側中ほどの医療機関が登録するレセプトデータを基に、医療費等の給付の審査等を行う「短期給付事務」です。

三つ目は、図の左側中ほどの加入者等から個人番号の提示を受け、記録照会等を行う「記録照会、短期給付相談事務」です。

今回新たに追加された事務は1点となります。

「短期給付事務」において、公金受取口座登録者で公金受取口座の利用を希望する任意継続加入者等について、デジタル庁の「口座情報登録システム」から情報提供ネットワークシステム経由で、「公的給付支給等口座登録簿関係情報」を入手し、給付金等の支払先口座として使用する事務です。

これに伴い、公的年金業務等に関する事務と同様に、口座関係情報等の入手・使用に係る評価書のリスク対策の記載等を追記等しております。

口座関係情報等の入手・使用に係るリスク対策の例として、30ページの「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」、「リスクに対する措置の内容」の下から6行目以降を御覧ください。

本人が任意継続加入者申出及び任意継続加入者異動をする際に、受取口座として登録した公金受取口座の利用希望の有無を確認するチェック欄を設け、当該チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り、口座関係情報を情報照会する運用とすることにより、目的外の口座関係情報の入手を防止すること、情報照会を行う際は、申請・請求の都度、複数名の職員によって照会対象の確認等審査業務を行うこと、照会后、給付に当たって、上長により口座関係情報の取得が適切であるかを含めて、決裁の手続をとること、情報照会の

ログと公的給付支給等口座登録簿情報の利用の有無等を随時分析すること等が記載されています。

次に、31ページの「リスク5：不正な提供が行われるリスク」、「リスクに対する措置の内容」の④を御覧ください。

支払基金の職員が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、操作履歴を中間サーバーで記録しているため、不適切な操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっていることが記載されています。

その他のリスク対策は、公的年金業務等に関する事務と同様となります。

短期給付に関する事務の評価書の概要説明については、以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料5-3及び資料5-4に基づき、事務局による精査結果を説明させていただきます。その上で評価書を承認するかどうか御審議願います。

まず、資料5-3に基づき、公的年金業務等に関する事務について説明します。

初めに、表紙の次に目次がございますが、「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から審査しています。

次に、「特定個人情報ファイル（年金ファイル）」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しています。

事務局において慎重に確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、11ページを御覧ください。

「主な考慮事項（細目）」の74番では、「公的年金等の給付にあたり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して口座関係情報を入手し、使用する際の」リスク対策を具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。

これまでの主な考慮事項について、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」となりましたので、総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、

組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であること、を記載しております。

次に、資料5-4に基づき、短期給付に関する事務について説明します。

初めに、表紙の次に目次がございますが、一つ目の○の「全体的な事項」及び二つ目の○の「特定個人情報ファイル(短期給付ファイル)」について、それぞれの観点から事務局において慎重に確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、11ページを御覧ください。

「主な考慮事項(細目)」の74番では、短期給付の支給にあたり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して口座関係情報を入手し、使用する際のリスク対策を具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

12ページの「総評」及び「個人情報保護委員会による審査記載事項」については、公的年金業務等に関する事務と同様の記載となっておりますので、説明は省略させていただきます。

精査結果の主な内容の説明は以上です。

なお、本日の委員会で御承認を頂ければ、日本私立学校振興・共済事業団に対して、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、評価書を承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、「日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務及び短期給付に関する事務 全項目評価書」を承認することといたします。事務局においては、本日の承認を踏まえて、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

(監督関係者以外退出)

○丹野委員長 それでは、議題6「監視監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

それでは、次の議題に移ります。

議題7「監視監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

それでは、次の議題に移ります。

議題8「監視監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

それでは、本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料につきましては、公表しないこととした資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議は閉会といたします。